

北九州広域都市計画臨港地区の指定及び分区の指定・変更について (新門司北地区)

■概要

○新門司北地区において、埋立地の竣工に伴い臨港地区の指定及び分区の指定（商港区）を行なう。また、令和元年11月の港湾計画の変更（工業用地から港湾関連用地）に伴い、分区を工業港区から商港区に変更する。



■変更内容

○新門司北地区は、西日本最大級のフェリーターミナルを擁し、令和3年7月には、横須賀港との間にフェリーの新規就航を予定している。今回、臨港地区に指定を予定している箇所は、このふ頭用地及びその背後地に当たり、今後、物流関連企業の集積が期待される。

○新規指定箇所 (①)

新規フェリー航路開設に伴い物流関連企業の関心も高いため、ふ頭用地の背後から順次分譲を進めるべく、港湾計画の土地利用計画（港湾関連用地）に沿った商港区（12.9ha）に指定する。なお一部用地は土砂の受け入れ地として残るが、埋立ての進捗状況に応じて臨港地区の指定等を行っていく。

○分区の変更箇所 (②)

背後地の商港区への指定（上記①）に併せて、工業港区から商港区（2.1ha）に分区を変更する。

